

処分基準の設定

番号	根拠法令等の名称	根拠法令等の条項	処分の概要	処分権者 (担当課)
11	青森市水道事業条例	第40条	料金を免れた者に対する過料	青森市公営企業 管理者企業局長 (施設課)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">処分基準</div>				
<p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第四十条 市長は、詐欺その他不正の行為により、料金、加入金又は手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円)以下の過料を科する。</p>				
意見陳述区分		弁明の機会の付与		